

# 令和4年度ワーケーションマッチング促進事業業務委託実施要領

## 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に端を発する社会状況の変化により、新しい生活様式に対応した旅行形態として、観光地でテレワークを行うワーケーションが注目されている。ワーケーションの受入により、宿泊施設の客室稼働率の向上や地域への経済波及効果が期待できるため、県内へのワーケーション誘致を促進することを目的に、ワーケーションマッチング促進事業を実施する。

## 2 定義

ワーケーションとは、観光地やリゾート地の宿泊施設に滞在し、その地域の観光、食、自然等を楽しみながらテレワークする働き方をいう。

## 3 業務の内容

異業種交流や地域の課題解決等の社会貢献活動、社員研修、福利厚生等の目的でワーケーションに興味を示す企業に対し、以下の取組を実施する。

### (1) マッチングイベントに参加する企業の募集

首都圏、中部・関西圏のワーケーション実施可能性のある企業を対象に、マッチングイベントに参加する企業を募集する。

### (2) マッチングイベントに参加する地域の選定

観光地ワーケーション受入促進事業を実施した市町を中心に、参加企業の要望に添う地域を選定する。

### (3) マッチングに参加する地域及び企業の支援

地域の魅力が十分に企業側に伝わるよう、地域の関係者への事前指導等を実施する。また、参加企業には、地域情報の提供等の支援を行う。

### (4) マッチングイベントの開催

企業の役員や福利厚生担当者、研修担当者等と、地域の行政機関、観光団体、宿泊・体験施設等によるマッチングイベントを開催する。

### (5) マッチングイベント終了後のフォローアップ

マッチングイベント参加企業に対し、ワーケーション実施の働きかけと実施状況の確認を行う。

## 4 事業の実施

### (1) 委託する事業及び委託先

3の事業は次の要件を満たす法人又は共同事業体へ委託して実施する。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ④ 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(2) 委託金額

委託金額は予算の範囲内で決定する。

(3) 委託期間

契約日から令和5年3月10日（金）まで（予定）

(4) 委託先の選定

委託する業務の内容及び委託先の選定方法等を記載した募集要領を作成し、(1)に掲げる要件を満たす法人等から事業の企画提案を募集するとともに、別に定める選定基準に基づきこれを審査し、委託先を選定する。

## 5 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、令和4年9月12日から施行する。